

## 建設機械排出ガス規制値

### (1) 建設機械の排出ガス第1次基準値

対象物質(単位) 出力区分	炭化水素(HC) (g/kW・h)	窒素酸化物(NOx) (g/kW・h)	一酸化炭素(CO) (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5 ~ 15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15 ~ 30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30 ~ 272kW以下	1.3	9.2	5.0	50

HC、NO<sub>x</sub>、COの測定方法、出力は、日本工業規格JIS B 8008「往復動内燃機関一排气排出物測定」による。  
 黒煙の測定方法は、(社)日本建設機械化協会規格JCMAS T 004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン一排出ガス測定方法」による。  
 発動発電機専用エンジンの試験サイクルは、別に定める。

### (2) 建設機械の排出ガス第2次基準値

対象物質(単位) 出力区分	炭化水素(HC) (g/kW・h)	窒素酸化物(NOx) (g/kW・h)	一酸化炭素(CO) (g/kW・h)	粒子状物質(PM) (g/kW・h)	黒煙 (%)
8 ~ 19kW未満	1.5	9.0	5.0	0.8	40
19 ~ 37kW未満	1.5	8.0	5.0	0.8	40
37 ~ 75kW未満	1.3	7.0	5.0	0.4	40
75 ~ 130kW未満	1.0	6.0	5.0	0.3	40
130 ~ 560kW以下	1.0	6.0	3.5	0.2	40

HC、NO<sub>x</sub>、CO、PMの測定方法、出力は、日本工業規格JIS B 8008「往復動内燃機関一排气排出物測定」による。  
 黒煙の測定方法は、(社)日本建設機械化協会規格JCMAS T 004-1995「建設機械用ディーゼルエンジン一排出ガス測定方法」による。  
 発動発電機専用エンジンの試験サイクルは、別に定める。

「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成14年4月1日付国総施第225号)

### (3) 建設機械の排出ガス第3次基準値

対象物質(単位) 出力区分	炭化水素(HC) (g/kW・h)	窒素酸化物(NOx) (g/kW・h)	一酸化炭素(CO) (g/kW・h)	粒子状物質(PM) (g/kW・h)	黒煙 (%)
8 ~ 19kW未満	7.5		5.0	0.8	40
19 ~ 37kW未満	1.0	6.0	5.0	0.4	40
37 ~ 56kW未満	0.7	4.0	5.0	0.3	35
56 ~ 75kW未満	0.7	4.0	5.0	0.25	30
75 ~ 130kW未満	0.4	3.6	5.0	0.2	25
130 ~ 560kW以下	0.4	3.6	3.5	0.17	25

排出ガス試験方法は、以下による。  
 ①ディーゼル8モード試験(発動発電機専用エンジンは別途定める試験でもよい)  
 ②無負荷急加速試験  
 ③耐久試験

(4) 2011年排出ガス規制値

対象物質(単位)	非メタン炭化水素(NMHC) (g/kW・h)	窒素酸化物(NOx) (g/kW・h)	一酸化炭素(CO) (g/kW・h)	粒子状物質(PM) (g/kW・h)	黒煙(%)
出力区分					
19 ~ 37kW未満	0.7	4.0	5.0	0.03	25
37 ~ 56kW未満	0.7	4.0	5.0	0.025	25
56 ~ 75kW未満	0.19	3.3	5.0	0.02	25
75 ~ 130kW未満	0.19	3.3	5.0	0.02	25
130 ~ 560kW未満	0.19	2.0	3.5	0.02	25

(5) 2014年排出ガス規制値

対象物質(単位)	非メタン炭化水素(NMHC) (g/kW・h)	窒素酸化物(NOx) (g/kW・h)	一酸化炭素(CO) (g/kW・h)	粒子状物質(PM) (g/kW・h)	黒煙(%)
出力区分					
19 ~ 37kW未満	0.7	4.0	5.0	0.03	25
37 ~ 56kW未満	0.7	4.0	5.0	0.025	25
56 ~ 75kW未満	0.19	0.4	5.0	0.02	25
75 ~ 130kW未満	0.19	0.4	5.0	0.02	25
130 ~ 560kW未満	0.19	0.4	3.5	0.02	25